

議第 86 号

呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護保険条例の一部を改正する条例

呉市介護保険条例（平成 12 年呉市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600 円</p> <p>ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が 125 万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7) ～ (13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600 円</p> <p>ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が 125 万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7) ～ (13) 略</p> <p>2 略</p>

付 則

この条例は，平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整理をするため、この条例案を提出する。